コンビニやスマホで
市税の納付ができます

現在、山県市では市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)は、コンビニで納めることができます。令和2年度からは、新たに国民健康保険税、後期高齢者医療保険料もコンビニ納付ができるようになります。

また、スマートフォン決済アプリ「PayB(ペイビー)」を利用して納付することもできるようになります。コンビニやPayBは休日や夜間でも利用できます。

※市県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料についてコンビニ納付、PayBを利用して納付することができるのは、普通徴収の場合のみです。

問税務課　TEL22-6822
問市民環境課　TEL22-6827

コンビニ納付

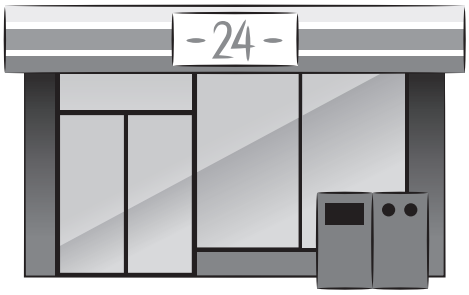

▶コンビニ納付できるもの

市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

▶利用できるコンビニ

ミニストップ、セブン−イレブン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ローソンなど全国のコンビニ

※詳しくは、市HP(ID2572)か市から送付する納付書の裏面にコンビニの一覧が記載してありますので、ご覧ください。

▶利用方法

コンビニ収納用のバーコードが印字されている納付書を持参して納付してください。

▶コンビニ納付された納税証明書の発行

コンビニで納付してから、市が確認するまでに3週間程かかる場合があります。コンビニ納付後、3週間以内に納税証明書が必要な場合は、必ず領収証書を市役所税務課、各支所の窓口に提示してください。

(注)介護保険料は、令和3年度からコンビニ納付などを開始する予定です。

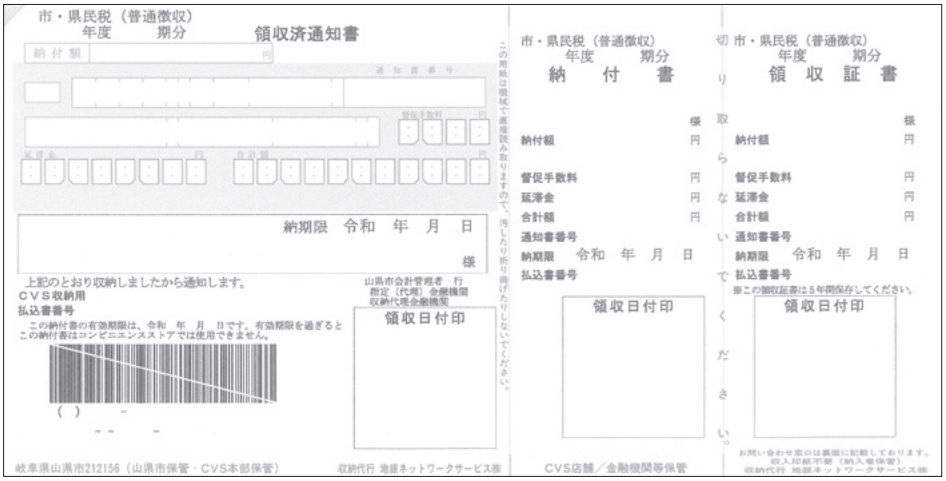

スマホ決済「PayB（ペイビー）」での納付

▶スマホ納付決済PayBとは

納付書に印字してあるバーコードなどをスマホのカメラで読み込むだけで、事前に登録した銀行口座から支払いができるアプリです。

▶利用開始時期

4月1日から利用できます。

▶スマホ納付できるもの

市県民税、固定資産税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

▶取り扱い可能なアプリと金融機関

アプリ名	金融機関
PayB	ゆうちょ銀行など
じゅうろくPayB	十六銀行
OKBスマホ払い（PayB）	大垣共立銀行

※このほかのPayB対応アプリでも、取り扱いが可能な場合があります。詳しくは、PayB取扱金融機関を確認してください。

※PayBは、ビリングシステム（株）が提供するサービスです。

▶利用方法

1. PayBに対応したアプリをスマホにダウンロード（無料）
2. アプリに、氏名、生年月日、金融機関情報などを事前に登録
3. 納付書のバーコードをスマホのカメラで読み取り、暗証番号を入力
4. 支払い完了

※領収証書は発行しませんので、領収証書や軽自動車税納税証明書（車検用）が必要な場合は、納付書裏面記載の金融機関やコンビニなどの窓口で納付してください。

口座振替も利用してください

市税などは、従来どおり金融機関から口座振替で納付することもできます。市役所や金融機関、コンビニに出掛ける手間も省け、納付忘れを防げます。

ぜひ、口座振替も利用してください。

コンビニ・スマホ納付の注意事項

- 納付書は各期1枚ずつ分かれていますので、記載してある期別や納期限をよく確認して納付してください。
- 納期限を過ぎた納付書は取り扱いができません。
- コンビニでの納付は、納付書1枚あたりの金額が30万円を超えるものは取り扱いができません。
- PayBで一度に納付できる金額は最大30万円です。一日の利用限度額も30万円です。
- バーコードが読み取れない納付書やバーコードがない納付書は、取り扱いができません。
- 印字された金額を修正した納付書は、取り扱いができません。